

広島県教育委員会規則第十一号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十五日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十号中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成十九年九月三十日から施行する。